

議案第21号

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例
(沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和30年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(平成8年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。